

保健室では、けがをしたときや体調が悪いとき、体について知りたいとき、悩み事や健康の相談などを行います。また、保健指導や委員会活動も行っています。

1. 学校管理下で起こった傷病への対応について

学校で起こる処置については、あくまでも応急の手当てで、継続的な観察や処置は、ご家庭でお願いしています。また、傷病の状態によって、すぐに医師の診断や治療を必要と判断した場合は、まず保護者の方に連絡をします。そのため、児童のけがや病気のときなどの連絡用に、【緊急連絡カード】を備えさせていただいています。

体の調子が悪くなったときは、ベッドで休養することもあります。基本的に休養は1時間程度を限度としています。お迎えをお願いする場合は、体温だけではなく、おう吐、下痢、顔色、食欲、頭痛、授業が受けられない、などで総合的に判断をしています。

2. 学校生活を元気に過ごせるために

(1) 早ね・早おき

早ね・早おきは、健康生活の基本です。睡眠不足になったり、次の日に疲れを残したりしないためにも早く寝て、集団登校の1時間前には起きられるようにしましょう。

(2) 朝ごはん

朝ごはんは一日を元気に過ごすためのエネルギーになります。そのため、朝ごはんは必ず食べて登校するようにしましょう。

(3) 歯みがき

むし歯・歯肉炎予防のため、朝・寝る前に歯みがきをしましょう。

(4) 排便

朝ごはんをしっかり食べると、腸の働きが活発になり、排便をうながしてくれます。朝、トイレに行く時間をとるようにしましょう。

(5) 朝の健康観察

おうちでお子さまの健康観察をお願いします。朝の健康観察で、具合が悪い・熱がある・食欲がないなど、お子さまの様子がいいつもと違っている場合は、無理せずお家でゆっくり休養させてください。病気で欠席の場合の連絡は、熱は何度、どんな症状があるのか、Home&Schoolで詳しくお知らせください。

3. 独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度）について

独立行政法人日本スポーツ振興センターとは、登下校時や宿泊行事などを含めた学校管理下で、けが等をした場合に、病院へお支払いいただいた医療保険を使用した治療費が日本スポーツ振興センターから支給されるというものです。（ただし、窓口支払いの対象金額等が決められています。）

四日市市では全員加入をお願いしています。

4. 出席停止について

学校感染症にかかったときは、登校することができません。この場合は欠席ではなく、出席停止扱いとなります。感染性の病気と分ったら、お医者さんに治療の目安や登校時期等を聞き、すみやかに学校へ連絡をお願いします。

下記の期間、学校保健安全法施行規則により疾病が完治するまで登校を見合わせるようにお願いします。

<学校において流行を広げる可能性が高い第2種の感染症>

	学校感染症の種類	停止期間の基準
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹（はれ）が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス	発症日を0日として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	

【注意】

ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

<その他学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症>

	学校感染症の種類	停止期間の基準
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症などがあります。	症状により医師が感染のおそれがないと認められるまで